

鳥取県告示第423号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成23年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

内海中地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市内海中字村452	1号
鳥取市内海中字村854	2号及び3号
鳥取市内海中字矢熊473	4号
鳥取市内海中字矢熊863	5号
鳥取市内海中字矢熊880	6号、7号及び8号
鳥取市内海中字矢熊464-1	9号
鳥取市内海中字矢熊465-1	10号
鳥取市内海中字村454	11号
鳥取市内海中字村452	12号